

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を村全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、令和6年9月から10月まで実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】

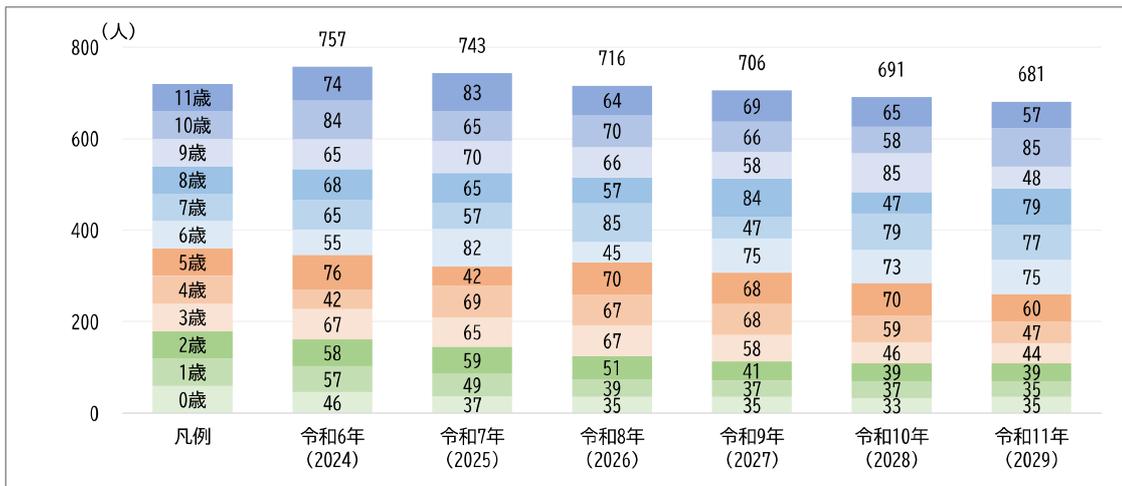


(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法※を用いて算出しました。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	46	37	35	35	33	35
1歳	57	49	39	37	37	35
2歳	58	59	51	41	39	39
3歳	67	65	67	58	46	44
4歳	42	69	67	68	59	47
5歳	76	42	70	68	70	60
小計	346	321	329	307	284	260
6歳	55	82	45	75	73	75
7歳	65	57	85	47	79	77
8歳	68	65	57	84	47	79
9歳	65	70	66	58	85	48
10歳	84	65	70	66	58	85
11歳	74	83	64	69	65	57
小計	411	422	387	399	407	421
合計	757	743	716	706	691	681



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び各園の定員等を勘案した確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）	1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）							
			0歳	1歳	2歳	合計				
① 量の見込み	7人	166人	24人	38人	40人	102人				
確保方策	幼稚園	0人								
	認定こども園（保育所部分）	0人					0人	0人	0人	0人
	保育所	230人					20人	40人	40人	100人
	② 合計	0人					230人	20人	40人	40人
広域利用	③ 本村居住児童分	7人	4人							
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				3人			
過不足（②+③-①-④）		0人	64人				1人			

2年目（令和8年度）	1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）							
			0歳	1歳	2歳	合計				
① 量の見込み	8人	178人	24人	38人	38人	100人				
確保方策	幼稚園	0人								
	認定こども園（保育所部分）	0人					0人	0人	0人	0人
	保育所	230人					20人	40人	40人	100人
	② 合計	0人					230人	20人	40人	40人
広域利用	③ 本村居住児童分	8人	5人							
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				2人			
過不足（②+③-①-④）		0人	53人				2人			

第6章 事業計画

3年目（令和9年度）		1号認定 （教育二一ズ）	2号認定 （保育二一ズ）	3号認定 （保育二一ズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	164人	25人	32人	39人	96人
確保 方策	幼稚園	0人					
	認定こども園（保育所部分）						0人
	保育所		230人	20人	40人	40人	100人
	② 合計	0人	230人	20人	40人	40人	100人
広域 利用	③ 本村居住児童分	8人	7人				2人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	3人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	70人				6人

4年目（令和10年度）		1号認定 （教育二一ズ）	2号認定 （保育二一ズ）	3号認定 （保育二一ズ）			
				0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		8人	138人	24人	35人	40人	99人
確保 方策	幼稚園	0人					
	認定こども園（保育所部分）						0人
	保育所		230人	20人	40人	40人	100人
	② 合計	0人	230人	20人	40人	40人	100人
広域 利用	③ 本村居住児童分	8人	7人				3人
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	4人				0人
過不足（②+③-①-④）		0人	95人				4人

5年目（令和11年度）	1号認定 （教育ニーズ）	2号認定 （保育ニーズ）	3号認定 （保育ニーズ）			
			0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み	7人	132人	26人	33人	40人	99人
確保 方策	幼稚園	0人				
	認定こども園（保育所部分）	0人				
	保育所	230人	20人	40人	40人	100人
	② 合計	0人	230人	20人	40人	40人
広域 利用	③ 本村居住児童分	7人	7人			
	④ 他市町村からの受入児童分	0人	5人			
過不足（②+③-①-④）		0人	95人			

（3）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 3歳未満推計人数	145人	125人	113人	109人	109人
② 3歳未満利用定員数	100人	100人	100人	100人	100人
③ 保育利用率（②÷①）	69.0%	80.0%	88.5%	91.7%	91.7%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保方策 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内の保育所3園で実施を継続

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み 【年間実人数】	84 人	86 人	80 人	74 人	68 人	
確保方策	【年間実人数】	84 人	86 人	80 人	74 人	68 人
	【実施箇所数】	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	村内の放課後児童クラブ4か所で事業を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	31人	28人	31人	30人	35人
	2年生	36人	33人	36人	35人	41人
	3年生	37人	34人	38人	36人	42人
	4年生	25人	23人	22人	24人	22人
	5年生	17人	15人	15人	16人	14人
	6年生	6人	6人	5人	6人	5人
	合計	152人	139人	147人	147人	159人
確保方策	【年間実人数】	152人	139人	147人	147人	159人
	【実施箇所数】	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

第6章 事業計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	43人	41人	41人	39人	41人
確保方策 【実施箇所及び対応】	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施	子育て支援課 で実施

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策会議）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

量の見込み算出の考え方	要保護児童対策会議の機能を活用
確保方策の考え方	要保護児童対策会議の機能を活用

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	49人日	48人日	47人日	46人日	45人日
確保方策 【年間延べ人数】	49人日	48人日	47人日	46人日	45人日

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	教育委員会での実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	13人	12人	12人	12人	12人
確保方策 【年間実人数】	13人	12人	12人	12人	12人

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援センター「わくわくひろば」での実施を継続

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ回数】		365 人日	314 人日	284 人日	274 人日	274 人日
確保方策	【月間延べ回数】	365 人日	314 人日	284 人日	274 人日	274 人日
	【実施箇所数】	1 か所				

(11) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かり事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	ちょうよう保育園で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		277 人日	284 人日	265 人日	245 人日	225 人日
確保方策 【年間延べ人数数】		277 人日	284 人日	265 人日	245 人日	225 人日

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後のニーズを踏まえて、実施を検討します。

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	南阿蘇村ファミリーサポートセンター（南阿蘇村社会福祉協議会）で実施を継続

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	21人日	21人日	20人日	20人日	20人日
確保方策 【年間延べ人数】	21人日	21人日	20人日	20人日	20人日

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	委託医療機関での実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	57人	57人	54人	57人	57人
確保方策 【実施箇所】	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施	委託医療機関 で実施

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	43人	41人	41人	39人	41人
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談等実施合計回数	129回	123回	123回	117回	123回
確保方策 【面談等実施対応回数】		129回	123回	123回	117回	123回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の乳児家庭全戸訪問事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	子育て支援課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		43人日	41人日	41人日	39人日	41人日
確保方策 【年間延べ人数】		43人日	41人日	41人日	39人日	41人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していないこどもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数から算出
確保方策の考え方	村内の保育所で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本村においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全てのこどもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

教育・保育施設等と小学校との円滑な接続を推進する観点から、こどもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や村ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 放課後児童対策

本村においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本村においても国の動向を踏まえながら、本村の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組めます。